

那覇市公報

第1864号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○土壤汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について（環境保全課）	771
○令和6年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（ちゃーがんじゅう課）	773
○令和6年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（ちゃーがんじゅう課）	775
○令和6年度那覇市一般会計補正予算（第1号）（財政課）	777
○令和6年度那覇市一般会計補正予算（第2号）（財政課）	778
○令和6年度那覇市一般会計補正予算（第3号）（財政課）	782
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	784
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	785
○令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（国民健康保険課）	786
○令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（国民健康保険課）	788
○令和6年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（国民健康保険課）	790
○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）	791
○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）	792
○令和6年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	793
○令和6年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	794

◇公 告◇

○令和5年度（2023年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況
報告書の公表について（法制契約課）…………… 795

◇消防局告示◇

○公示書…………… 796

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 797

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えの延期について 798

◇監査委員公表◇

○令和6年度財政援助団体等監査の結果について（公表）…………… 799

告 示

那覇市告示第 168 号

令和 6 年 6 月 27 日

掲 示 済

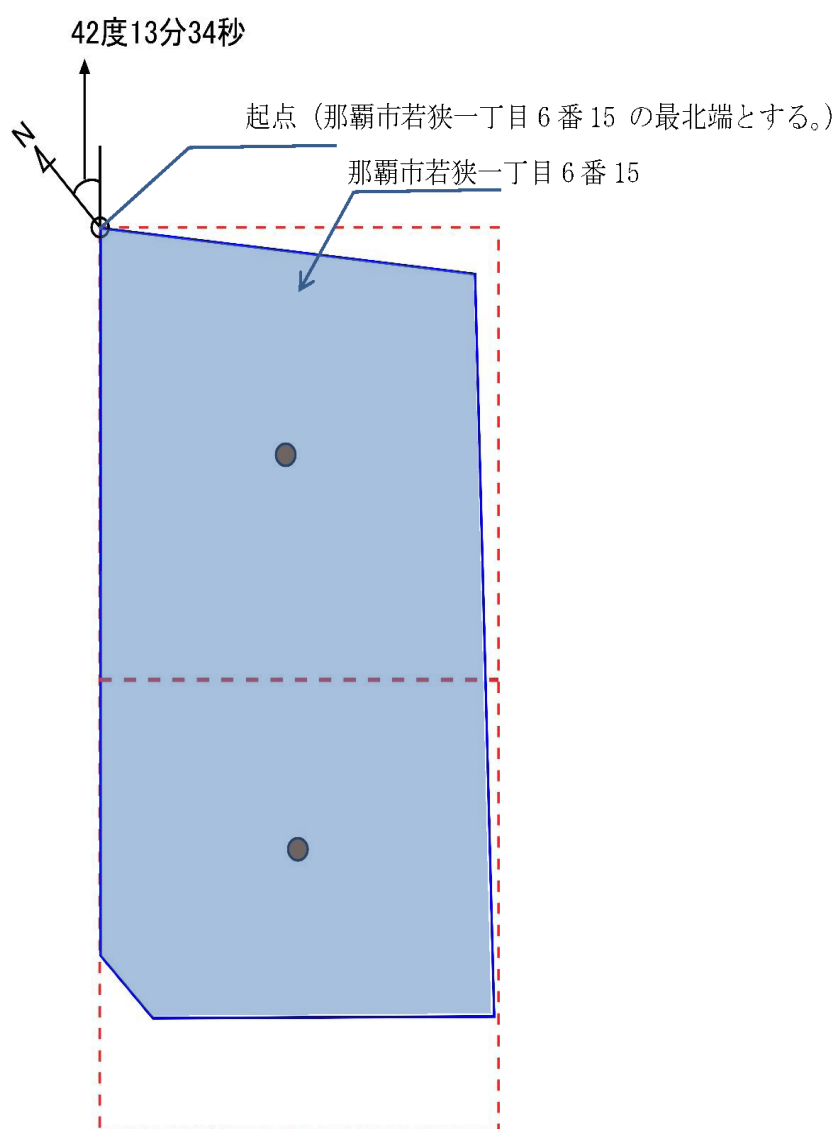
土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項及び 3 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（那覇市若狭一丁目 6 番 15）
- 2 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- | | |
|-----|--------------|
| ○ | : 起点 |
| --- | : 10m単位区画 |
| □ | : 調査対象地 |
| ■ | : 形質変更時要届出区域 |

那覇市告示第 177 号

令和 6 年 7 月 1 日

掲 示 済

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,933 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,795,092 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		6,073,462	78	6,073,540
	1 介護保険料	6,073,462	78	6,073,540
3 国庫支出金		7,367,093	90	7,367,183
	2 国庫補助金	2,167,832	90	2,167,922
4 支払基金交付金		7,798,643	95	7,798,738
	1 支払基金交付金	7,798,643	95	7,798,738
5 県支出金		4,371,705	43	4,371,748
	3 県補助金	572,667	43	572,710

7 繰入金		5,169,821	8,599	5,178,420
	1 他会計繰入金	5,168,913	8,599	5,177,512
9 諸収入		2,787	28	2,815
	2 雑入	1,468	28	1,496
歳入合計		30,786,159	8,933	30,795,092

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,000,936	5,747	1,006,683
	1 総務管理費	639,091	86	639,177
	3 介護認定審査会費	320,405	5,661	326,066
5 地域支援事業 費		2,078,918	349	2,079,267
	2 一般介護予防事業費	148,060	349	148,409
7 公債費		0	2,837	2,837
	1 公債費	0	2,837	2,837
歳出合計		30,786,159	8,933	30,795,092

那覇市告示第 178 号

令和 6 年 7 月 1 日

掲 示 済

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,660 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,798,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
7 繰入金		5,178,420	3,660	5,182,080
	1 他会計繰入金	5,177,512	3,660	5,181,172
歳入合計		30,795,092	3,660	30,798,752

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,006,683	2,742	1,009,425
	1 総務管理費	639,177	431	639,608

	2 徴収費	41,440	381	41,821
	3 介護認定審査会費	326,066	1,930	327,996
5 地域支援事業費		2,079,267	918	2,080,185
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,044,807	118	1,044,925
	2 一般介護予防事業費	148,409	170	148,579
	3 包括的支援事業・任意事業費	881,958	630	882,588
歳出合計		30,795,092	3,660	30,798,752

那覇市告示第 195 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年(2024 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,907,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		7,524,735	118,971	7,643,706
	2 基金繰入金	7,521,396	118,971	7,640,367
歳 入 合 計		174,789,000	118,971	174,907,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		12,210,461	118,971	12,329,432
	4 選挙費	197,038	118,971	316,009
歳 出 合 計		174,789,000	118,971	174,907,971

那覇市告示第 196 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年(2024 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737, 966千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175, 645, 937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		49, 847, 026	26, 966	49, 873, 992
	2 国庫補助金	9, 505, 271	26, 966	9, 532, 237
16 県支出金		19, 676, 908	△48, 507	19, 628, 401
	2 県補助金	9, 005, 400	△48, 507	8, 956, 893
18 寄附金		856, 279	15, 000	871, 279
	1 寄附金	856, 279	15, 000	871, 279

19 繰入金		7,643,706	239,931	7,883,637
	2 基金繰入金	7,640,367	239,931	7,880,298
21 諸収入		1,897,520	461,076	2,358,596
	4 受託事業収入	64,615	10,977	75,592
	5 雑入	1,546,921	450,099	1,997,020
22 市債		13,860,173	43,500	13,903,673
	1 市債	13,860,173	43,500	13,903,673
歳入合計		174,907,971	737,966	175,645,937

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,329,432	△32,954	12,296,478
	1 総務管理費	9,706,192	△32,954	9,673,238
3 民生費		95,786,945	4,887	95,791,832
	1 社会福祉費	37,317,322	8,599	37,325,921
	2 児童福祉費	32,131,051	△3,712	32,127,339
4 衛生費		17,197,710	641,707	17,839,417
	1 保健衛生費	13,211,511	641,707	13,853,218
	2 清掃費	3,986,199	0	3,986,199
8 土木費		16,476,834	2,488	16,479,322
	4 都市計画費	7,377,083	520	7,377,603
	5 住宅費	6,340,066	1,968	6,342,034
9 消防費		3,522,417	915	3,523,332
	1 消防費	3,522,417	915	3,523,332
10 教育費		15,453,389	45,497	15,498,886
	1 教育総務費	2,544,300	33,710	2,578,010
	3 中学校費	2,634,551	0	2,634,551
	4 社会教育費	1,925,907	11,787	1,937,694

13 諸支出金		357, 124	75, 426	432, 550
	2 市たばこ税県交付金	357, 123	75, 426	432, 549
歳 出 合 計		174, 907, 971	737, 966	175, 645, 937

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
人事評価システム再構築事業（人事課）	令和6年度から 令和11年度まで	65, 110
那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務（情報政策課）	令和7年度から 令和11年度まで	100, 719
標準準拠就学システムの導入及び運用保守業務委託（情報政策課）	令和6年度から 令和11年度まで	112, 066
オンライン入力労働者派遣業務委託料（ハイサイ市民課）	令和7年度	19, 360
那覇市立病院建替え事業（医療機器等整備）（保健総務課）	令和6年度から 令和7年度まで	4, 050, 000
那覇市公園照明灯LED化事業（令和6年度設定 追加分）（公園管理課）	令和7年度から 令和15年度まで	4, 679

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
13 まちづくり拠点施設整備事業	17,600	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
10 消防施設整備事業	277,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	267,600	補正前に同じ		
11 教育施設整備事業	2,194,100				2,229,400			

那覇市告示第 197 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年(2024 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 6 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,309,430千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,955,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		49,873,992	1,144,902	51,018,894
	2 国庫補助金	9,532,237	1,144,902	10,677,139
19 繰入金		7,883,637	164,528	8,048,165
	2 基金繰入金	7,880,298	164,528	8,044,826
歳 入 合 計		175,645,937	1,309,430	176,955,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		783,334	699	784,033
	1 議会費	783,334	699	784,033
2 総務費		12,296,478	61,484	12,357,962
	1 総務管理費	9,673,238	56,295	9,729,533

	2 徴税費	1, 249, 505	2, 783	1, 252, 288
	3 戸籍住民基本台帳費	895, 745	2, 191	897, 936
	5 統計調査費	50, 020	99	50, 119
	6 監査委員費	111, 961	116	112, 077
3 民生費		95, 791, 832	1, 196, 899	96, 988, 731
	1 社会福祉費	37, 325, 921	1, 160, 857	38, 486, 778
	2 児童福祉費	32, 127, 339	31, 321	32, 158, 660
	3 生活保護費	26, 338, 571	4, 721	26, 343, 292
4 衛生費		17, 839, 417	10, 679	17, 850, 096
	1 保健衛生費	13, 853, 218	7, 140	13, 860, 358
	2 清掃費	3, 986, 199	3, 539	3, 989, 738
6 農林水産業費		528, 150	32	528, 182
	1 農業費	66, 809	32	66, 841
7 商工費		1, 350, 481	895	1, 351, 376
	1 商工費	1, 350, 481	895	1, 351, 376
8 土木費		16, 479, 322	923	16, 480, 245
	2 道路橋りょう費	1, 711, 195	402	1, 711, 597
	4 都市計画費	7, 377, 603	405	7, 378, 008
	5 住宅費	6, 342, 034	116	6, 342, 150
9 消防費		3, 523, 332	767	3, 524, 099
	1 消防費	3, 523, 332	767	3, 524, 099
10 教育費		15, 498, 886	37, 052	15, 535, 938
	1 教育総務費	2, 578, 010	14, 024	2, 592, 034
	2 小学校費	5, 881, 152	7, 399	5, 888, 551
	3 中学校費	2, 634, 551	2, 229	2, 636, 780
	4 社会教育費	1, 937, 694	6, 373	1, 944, 067
	5 保健体育費	2, 467, 479	7, 027	2, 474, 506
歳 出 合 計		175, 645, 937	1, 309, 430	176, 955, 367

那覇市告示第 198 号

令和 6 年 7 月 16 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 6 月 26 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	藤田 次郎	呼吸器科	大浜第一病院
2	寺田 拡仁	心臓血管外科	大浜第一病院
3	川畑 康成	外科	那覇市立病院

那覇市告示第 199 号

令和 6 年 7 月 16 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 7 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 寛

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 病院 那覇市字大道 123 番地	医療法人陽心会 理事長 高良 健	育成医療・更生医療 （腎臓に関する医療）	令和 6 年 4 月 1 日
医療法人べすま みやら内科クリニック 那覇市真嘉比 1 丁目 7 番 1 号 2・3F	医療法人べすま 理事長 宮良 忠	育成医療・更生医療 （腎臓に関する医療）	令和 6 年 5 月 1 日
地方独立行政法人 那覇市立病院 那覇市古島 2 丁目 31 番地 1	地方独立行政法人那覇市立 病院 理事長 外間 浩	育成医療・更生医療 （免疫に関する医療）	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション KOKORO 那覇市与儀 1 丁目 8-16	株式会社ユメらぼ 代表取締役 座安 仁香留	育成医療・更生医療	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション ゆんたく 那覇市銘苅 1-2-1 ハビテ ーション丸嘉 101 号	株式会社ゆんたく 代表取締役 上里 翔矢	育成医療・更生医療	令和 6 年 7 月 1 日

那覇市告示第 200 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,940,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3	千円 20,289	千円 20,292
	1 国庫補助金	3	20,289	20,292
4 県支出金		27,456,346	1,763	27,458,109
	1 県負担金	27,456,345	1,763	27,458,108
歳 入 合 計		38,918,814	22,052	38,940,866

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 737,535	千円 22,052	千円 759,587
	1 総務管理費	553,229	22,052	575,281
歳 出 合 計		38,918,814	22,052	38,940,866

那覇市告示第 201 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,946,901 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,498,444	千円 6,035	千円 4,504,479
	1 他会計繰入金	4,498,443	6,035	4,504,478
歳 入 合 計		38,940,866	6,035	38,946,901

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 759,587	千円 4,794	千円 764,381
	1 総務管理費	575,281	2,302	577,583
	2 徴税費	88,292	897	89,189
	4 収納率向上 特別対策事業費	46,389	751	47,140
	5 医療費適正化 特別対策事業費	48,912	844	49,756
6 保健事業費		278,606	1,241	279,847
	1 特定健康診査 等事業費	206,518	568	207,086
	2 保健事業費	72,088	673	72,761
歳 出 合 計		38,940,866	6,035	38,946,901

那覇市告示第 202 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,698,662 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 703,838	千円 700	千円 704,538
	1 一般会計繰入金	703,838	700	704,538
歳 入 合 計		4,697,962	700	4,698,662

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 52,362	千円 700	千円 53,062
	1 総務管理費	34,816	513	35,329
	2 徴収費	17,546	187	17,733
歳 出 合 計		4,697,962	700	4,698,662

那覇市告示第 203 号

令和 6 年 7 月 16 日

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域（真地交差点周辺地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市字真地 地内
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 204 号

令和 6 年 7 月 16 日

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類及び名称
那覇広域都市計画用途地域（那覇具志頭線沿道地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市字上間及び字仲井真 地内
- 3 縦覧場所
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 205 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度那覇市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	8, 046, 724 千円	2, 136 千円	8, 048, 860 千円
第 3 項 特別損失	1, 400 千円	2, 136 千円	3, 536 千円

那覇市告示第 206 号

令和 6 年 7 月 16 日

令和 6 年（2024 年）6 月那覇市議会定例会で議決された令和 6 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 寛

令和 6 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度那覇市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	5,587,910 千円	1,153 千円	5,589,063 千円
第 3 項 特別損失	980 千円	1,153 千円	2,133 千円

公 告

那覇市公告第 269 号

令和 6 年 6 月 27 日

掲 示 済

令和 5 年度（2023 年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用
状況報告書の公表について

那覇市情報公開条例第 26 条及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例第
13 条の規定に基づき、令和 5 年度（2023 年度）那覇市情報公開および那覇市個人
情報保護制度運用状況報告書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 寛

※（別紙略）別紙は市政情報センターで閲覧できます。

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号

令和 6 年 6 月 27 日

掲 示 済

消防法第17条の4第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公示する。

那覇市中央消防署

署 長 平 良 厚

公 示 書

防火対象物の所在地	那覇市松尾2丁目3番7号
防火対象物の名称	たまき歯科医院店舗兼共同住宅
命令を受けた者の氏名	玉城 斉、玉城 久美子

上記防火対象物は、消防法第17条第1項違反であると認めるので、同法第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり命令した。

記

- 1 命令事項
令和6年9月27日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること
- 2 命令年月日
令和6年6月27日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 9 号

令 和 6 年 6 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 572 号
指定工事店名	夢設備
営業所所在地	那覇市具志 3 丁目 18 番 9 号 まるよしハイツ 301
代表者氏名	玉城 純
有効期間	自 令和 6 年 6 月 25 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第15号

令和6年6月10日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

令和6年7月21日執行の那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定に基づき、令和6年6月17日から選挙期日までの間は、選挙人名簿の登録の移替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替えは、選挙期日の翌日以後に行う。

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

令和 6 年 7 月 16 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同		宮	城	哲
同		城	間	貞

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項に基づき実施した令和 6 年度財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項前段の規定に基づく財政援助団体等監査

第 2 監査の目的

本市が補助金の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているか監査する。

第 3 監査の対象

1 対象補助金、交付先団体及び所管部署

補助金名	交付先団体（3 法人 6 児童クラブ）	所管部署
那覇市児童クラブ 運営補助金	【一般社団法人ゆうゆう】 ・ ゆうゆう児童クラブ ・ ゆうゆう児童クラブ泊	こどもみらい部 こども政策課
	【株式会社 Art Street】 ・ はぐくみ児童クラブ ・ 第二はぐくみ児童クラブ	
	【一般社団法人桜会】 ・ 大道児童クラブ ・ あめく児童クラブ	

* 令和 4 年度時点の市内 112 児童クラブの中から上記 6 児童クラブを監査の対象としている。

2 対象年度

原則として、令和 4 年度を対象とする。

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 5 節財政援助団体等監査の着眼点のうち、1 財政援助団体監査に準じ、主として以下の事項とする。

1 所管部署関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金の条件の履行状況及び効果等について、実績報告書等により実態が確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体についても同様の確認がなされているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 団体関係

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署に提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 現金や通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

第5 監査の主な実施手続

- 1 所管部署及び交付先団体に関係書類を求める。
- 2 書類審査及び事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第6 監査の実施場所及び主な日程

- 1 実施場所
所管部署、交付先団体及び監査会議室（本庁舎12階）
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：4月3日（水）
 - (2) 実施説明会：4月10日（水）
 - (3) 予備監査：5月9日（木）～15日（水）
 - (4) 監査委員監査：5月30日（木）～31日（金）
 - (5) 弁明等の聴取：6月25日（火）（申し出なく実施なし）

第7 対象補助金の概要

- 1 補助金名
那覇市児童クラブ運営補助金
- 2 所管部署
こどもみらい部こども政策課
- 3 補助の目的
放課後児童クラブへ運営費の一部を補助することで、放課後児童健全育成事業の実施とその利用を促進し、児童の健全な育成に資するほか、保護者が安心して就労できる環境を整える。
- 4 補助の根拠
子ども・子育て支援交付金交付要綱、那覇市補助金等交付規則、那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
- 5 交付先
市内放課後児童クラブ（令和4年度 112 クラブ）

6 直近3年度の補助金額、児童クラブ数、受入児童数の推移

年度	補助金額	児童クラブ数	受入児童数
令和2年度	957,224,437 円	98	4,895 人
令和3年度	1,045,236,443 円	108	4,949 人
令和4年度	1,081,551,590 円	112	5,077 人

第8 交付先団体の概要

1 一般社団法人ゆうゆう

(1) ゆうゆう児童クラブ

代表者職氏名		代表理事 土屋 開	
所在地		那覇市前島1-2-19 マンションやら1階	
設立年月日		平成31年4月1日	
令和4年度	放課後児童支援員等の人数		9人+兼務3人
	年間開設日数		293日
	開設時間	平日	12:00 ~ 20:00
		土曜日	8:00 ~ 18:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:30
	受入児童数（平均）		55人
	総収入額		27,918,660 円
	上記の内訳	運営補助金	20,505,060 円
		その他補助金	5,323,083 円
		その他の収入	2,090,517 円
		合計	27,918,660 円
	総収入額に占める補助金の割合		92.5%

(2) ゆうゆう児童クラブ泊

代表者職氏名		代表理事 土屋 開	
所在地		那覇市泊2-9-12 301号室	
設立年月日		令和3年4月1日	
令和4年度	放課後児童支援員等の人数		3人+兼務3人
	年間開設日数		293日
	開設時間	平日	12:00 ~ 20:00
		土曜日	8:00 ~ 18:00
		長期休暇期間等	7:30 ~ 19:30
	受入児童数（平均）		43人
	総収入額		23,310,460 円
	上記の内訳	運営補助金	16,281,060 円
		その他補助金	2,579,279 円
		その他の収入	4,450,121 円
		合計	23,310,460 円
	総収入額に占める補助金の割合		80.9%

2 株式会社 Art Street

(1) はぐくみ児童クラブ

代表者職氏名			会長 古堅 宗介	
所在地			那覇市字小禄 1066 宇栄原小学校内	
設立年月日			平成元年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		7 人	
	年間開設日数		291 日	
	開設時間	平日	12:00 ～ 19:00	
		土曜日	8:30 ～ 18:00	
		長期休暇期間等	7:30 ～ 19:00	
	受入児童数（平均）		60 人	
	総収入額		28,221,950 円	
	上記の 内訳	運営補助金	20,411,920 円	
		その他補助金	1,856,518 円	
		その他の収入	5,953,512 円	
合計		28,221,950 円		
総収入額に占める補助金の割合		78.9%		

(2) 第二はぐくみ児童クラブ

代表者職氏名		会長 古堅 宗二郎	
所在地		那覇市字小禄 1598－ 5 アルコハイツ 202 号室	
設立年月日		平成 30 年 4 月 1 日	
令和 4 年 度	放課後児童支援員等の人数		4 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	12:00 ～ 19:00
		土曜日	8:30 ～ 19:00
		長期休暇期間等	7:30 ～ 19:00
	受入児童数（平均）		21 人
	総収入額		13,546,006 円
	上記の 内訳	運営補助金	9,971,960 円
		その他補助金	1,663,517 円
		その他の収入	1,910,529 円
合計		13,546,006 円	
総収入額に占める補助金の割合		85.9%	

3 一般社団法人桜会

(1) 大道児童クラブ

代表者職氏名		代表事 伊佐 敦子	
所在地		那覇市字大道 146- 1 大道小学校内 1 階	
設立年月日		平成 11 年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		10 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	11:00 ～ 19:00
		土曜日	8:00 ～ 17:00
		長期休暇期間等	8:00 ～ 19:00
	受入児童数（平均）		74 人
	総収入額		29,663,639 円
	上記の 内訳	運営補助金	19,687,400 円
		その他補助金	1,655,825 円
		その他の収入	8,320,414 円
		合計	29,663,639 円
	総収入額に占める補助金の割合		72.0%

(2) あめく児童クラブ

代表者職氏名		代表理事 伊佐 敦子	
所在地		那覇市天久 1 - 4 - 1 天久小学校内	
設立年月日		平成 24 年 4 月 1 日	
令和 4 年度	放課後児童支援員等の人数		6 人
	年間開設日数		291 日
	開設時間	平日	11:00 ～ 19:00
		土曜日	8:00 ～ 17:00
		長期休暇期間等	8:00 ～ 19:00
	受入児童数（平均）		56 人
	総収入額		26,155,031 円
	上記の 内訳	運営補助金	19,289,700 円
		その他補助金	1,559,704 円
		その他の収入	5,305.627 円
		合計	26,155,031 円
	総収入額に占める補助金の割合		79.7%

第9 監査結果

1 監査の結果

監査した結果、補助金の決定は法令等に適合しており、補助対象事業の内容はおおむね明確で、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等についてもおおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

財政援助団体等監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。
なお、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

是正又は改善を要するもの

* 要望事項

指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの

(1) こどもみらい部こども政策課に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

監査の対象となった6児童クラブについては、備品台帳が整備されておらず、また、備品の定義についての解釈は児童クラブで異なっている。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、速やかに備品の定義を全児童クラブへ周知するとともに、備品台帳の整備について指導されたい。

イ 不適正な会計処理について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算は、支出において雑費9円を計上し、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）における事業収支決算書が提出されている。また、第二はぐくみ児童クラブでは、同様に雑費3円を計上し、実績報告書が提出されている。しかし、当該雑費については、実際の支出はなかったため、剰余金額として会計処理され本市へ返納されるべきものであった。

当該児童クラブによると、このように雑費として計上したのは、過去に行った本市への問い合わせに対する本市からの助言指導をもとに行ったものであるとしているが、結果として、不適正な会計処理となっている。

那覇市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行

い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨規定しており、剰余金額については、適正な事務の執行を図られたい。

ウ 実績報告に係る審査について（指摘事項）

各児童クラブから提出された実績報告書の審査については、形式的な確認にとどまっている。

交付規則第5条では、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金等の交付の決定をする旨の定めがあり、また同規則第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨、規定している。

実績報告に係る審査については、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築し、十分な審査が行えるよう図られたい。

エ 児童クラブとの意思疎通の強化について（要望事項）

こども政策課においては、児童クラブの補助金交付説明会等を行っているものの、各児童クラブにおいては、統一的な会計処理が行われていない。

児童クラブにおける会計事務の執行については、報告書類だけでは内容等を十分に確認できないものもあることから、適宜、相談に応じるほか、必要に応じて帳簿書類その他の必要な事項の調査等を行うなど、各児童クラブとの意思疎通を図ることが望まれ、これらの課題に適切に対応するよう図られたい。

(2) 一般社団法人ゆうゆうに対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

購入した備品の状況や廃棄状況などを管理するための備品台帳が整備されていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

イ 出入金のルール及び現金の管理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブでは、代表理事個人による立替払いが恒常的に行われていた。精算の際は、支出する項目ごとに保管されている領収書に基づき、2つの児童クラブの銀行口座から代表理事個人名義の口座へ不定期に支出されていた。

こども政策課が参考にするよう指導している「沖縄の放課後児童クラブ会計の手引き（改訂版）（平成29年11月沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課策定）（以下「会計の手引き」という。）」には、不正やミスを防止する観点から、出入金のルール定めることや

現金の保管方法を定めることなどの標準的なルールが記載されている。

今後は、会計の手引きを参考に、適切なルールに基づく出入金や適切な現金の管理がなされるよう努められたい。

ウ 複数の児童クラブの経理について（要望事項）

今回監査を行った 2 つの児童クラブの支出については、ほぼゆうゆう児童クラブ（以下「ゆうゆう」という。）の銀行口座より行われていた。また、収入については、ゆうゆう児童クラブ泊（以下「泊」という。）の銀行口座は、市からの補助金が振り込まれているだけで、泊の保護者からの保育料等についてもゆうゆうの銀行口座へ振り込まれていた。

「会計の手引き」には、児童クラブごとに通帳を作成するよう記載されており、こども政策課においても、説明会等を通じて、児童クラブごとに経理の管理を行うよう指導助言している。

児童クラブが事業を運営するための費用の財源は、保護者からの保育料と税金から支払われる補助金となっている。今後は、財源の使途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理について、児童クラブごとに適切に管理することが望ましい。

(3) 株式会社 Art Street に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

令和 4 年度に購入した備品は、はぐくみ児童クラブで炊飯器や冷蔵庫など、第二はぐくみ児童クラブでは、かき氷機とクリーナーであるが、備品台帳の整備がされていない。

条例第 16 条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

イ 複数の児童クラブで共同使用するリース料について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和 4 年度決算のリース料においては、当該児童クラブを含め 3 か所の児童クラブで共同使用する 2 台のリース車両費を当該児童クラブで一括計上している。そのリース料については、会計年度ごとに 3 か所の児童クラブが持ち回りで一括計上していた。

「会計の手引き」には、共同使用するリース車両の費用計上は、各クラブの児童数に応じた按分を行う等とされており、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう適正な会計処理に図られたい。

(4) 一般社団法人桜会に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

備品台帳については、大道児童クラブ、あめく児童クラブともに 10 万円以上の備品に係る固定資産台帳を整備しているものの、10 万円未満の備品台帳の整備がされていない。

条例第 16 条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。